

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	10番 白水 英至
11番 藤木 泰	12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和
書記 中山 直子 書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	原田 和幸
副町長 ……………	一木 孝敏	教育長 ……………	佐々木壮一朗
総務課長 ……………	工藤 正人	危機管理課長 ……………	安川 忠行
財政課長 ……………	中西 敏光	まちづくり課長 ……………	太田 一男
税務課長 ……………	松田 博幸	会計課長 ……………	瓦田 浩一
住民課長 ……………	八島 勝行	健康福祉課長 ……………	尾上 靖子
環境農林課長 ……………	久我 政克	管財課長 ……………	矢野 量久

都市整備課長 …………… 藤木 義和 上下水道課長 …………… 前田 友博
学校教育課長 …………… 川畑 廣典 社会教育課長 …………… 佐伯 剛美
こどもみらい課長 …… 飯西 美咲

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしておりますので、御確認願います。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めましておはようございます。本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号5番。9番、鳴海議員。

○**議員（9番 鳴海圭矢）** 9番、日本共産党の鳴海圭矢です。

今年も早いもので後半戦に入ってまいりました。日中は暑い日が続いておりますが、じきに年末の忙しい時期に入っていくことになろうかと思えます。

そういった中で、やはり直近で非常に印象深かったのが参議院選挙の投票日直前、7月8日ですね。安倍晋三氏が突然銃撃され、世を去ったと。これは日本の憲政史に残る非常に重大な事件であります。

突然の凶行に倒れた安倍氏の無念と、残された遺族の方々の心痛、もう察するに余りあるところはあります。このような犯罪は、決して許されないところであります。報道ではいろんな情報錯綜しているところもありますけれども、私は徹底した真相の究明こそが何よりも死に対する供養ではないかなというふうに思われます。

そして、そういった死を悼む気持ちとは別に9月27日国葬が行われるそうですが、これは話を分けて考えなくてはいけないのではないかなと思います。これ国葬されるというのは日本の中でも極めてまれな人たちで、天皇・皇后を除いて吉田茂以来戦後では2人目ということで、国葬をされる人とされない人、それは一体どうやって線引きがなされるのかと。その根拠が何なのかというのは私はちょっと、要は岸田総理の説明聞いたけどどうも納得がいけないところがありまして、十分な議論もなされておりません。

第2次世界大戦後、国葬令というものが失効して、それによって規定された国葬は行われなくなったというふうに理解しております。もう家族葬も既に終わっておりますし、10月15日には山口で県民葬も行われるということで、そういったことはもう有志の皆さんがなされたらいい

ことで、私は税金を使ってやるべきではないなというふうに思います。

法の下での平等に反して思想及び良心の自由を侵害し、弔意の強制につながる国葬は行うべきではない。このことを申し上げまして、私の一般質問を始めたいと思います。

新型コロナの第7波、これから町民の命を守るための対策はということで質問をいたします。

相変わらず新型コロナ、猛威を振るっております。福岡県では、12日新たに2,542人の新型コロナウイルス感染と60代以上の男女8人の死亡を確認したという発表がされました。大変痛ましい状況でございます。

当町でも、役場職員の皆さんにも感染が一時期広がってお仕事にも影響が出たというふうに報告を受けております。議会の中でも感染された方、何人かおられます。幸い、今はお元気そうで何よりですが、依然予断を許さない状況であることは間違いありません。

この第7波から町民の命と健康を守るために一体何をなすべきなのか。その点について質問をしてみたいと思います。

私は、まず何よりもやっぱりPCRや抗原検査、こういったものを充実させていくべきではないかというふうに考えます。医療機関、高齢者施設、障がい者施設、こういった施設は特に注意をしなければならないというふうに考えております。こういったところで頻回PCR検査を行うべきではないかというふうに考えるわけですが、現状はどのようになっているのでしょうか。

また、この検査に係る費用については、私は国が全額負担するべきである。町からも政府に要請してみてもどうかというふうに考えますが、その点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 高齢者施設や障がい者施設の入所者は、議員がおっしゃいますように、特に重症化リスクが高く、施設内感染対策が強化されております。

国の基本的対処方針におきましても、高齢者施設等の従事者は頻回な検査を実施することとされているところでございます。これに基づきまして、福岡県では施設職員1人当たり週1から2回にわたって検査を実施し、各施設にPCR検査または抗原検査キットを無料で配付しておりますので、町から国への検査キットの配付要請等は行っていないところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今ちょっとお答えがありましたけれども、そのPCR検査または抗原検査ということで、そのいずれかが行われているかというのはちょっとまだ把握されていないと思うんですが、私はPCR検査と抗原検査は分けて、それぞれ使う目的が違うので、ここは私PCR検査はこだわるべきだというふうに思います。

抗原検査というのは、発熱などの症状が出たときに自分がコロナに感染しているのかどうか確認するときには、これ抗原検査というのは有効だと思うんですが、体内にあるウイルスの量が少

ないと、例え感染していても抗原検査すり抜けることがあるというふうに聞いております。やはり、より少ないウイルスでも反応するPCR検査、これが正確性の上でも非常に信頼性が高いというふうに考えております。

で、私先ほどこの費用は全額国に負担するようというふうに言いましたけれども、これなぜなのか。これは、もう明らかにこれ国の失政にあると考えるからです。

政府は、コロナ禍の2020年度に3,400床も病床を削減しております。こんなに削減したら緊急時に対応できないのは当たり前でありまして、それだけでなく、全国の保健所が1996年の845から470に、半分ぐらいに減らされているわけです。過去を遡っていけば、医療と公衆衛生の切捨てを行ってきた。これが、これまでの政府の方針なんです。そして、そのし寄せが地方に来ております。私は、政府に責任を果たしてもらい、抜本的な医療体制の強化を求めていくべきではないかというふうに考えております。

では、次の質問なんですけれども、新規の感染者数をできるだけ抑制するために、希望する人はいつでもどこでも何度でも受けられるような、そういう無料のPCR検査体制を抜本的に強化することが必要ではないかと思われまますけれども、当町においてはそれにどのようにお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 福岡県におきまして、無料の検査場所を県内、現在569か所に設置しており、糟屋南部3町では4か所、うち宇美町内は1か所でございますけれども、町内に限らず、どこでも利用することが可能となっております。

また、濃厚接触者でなくても感染の不安があり、希望する方を対象といたしましてPCR検査または抗原検査を実施する体制を整えているところでございますので、検査体制としては感染拡大当初と比較すればかなり強化されているのではないかというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 569か所検査する場所があるということですけど、町内は1か所ということでちょっと町内1か所は少ないんじゃないかというふうに思うので、これをもう少し増やせないかと努力していただきたいところです。

そして、この町内にある1か所の検査場がちょっと町民の皆さんにきちんと周知されているのかどうかということも気になる場所ですので、ぜひ情報提供などをもっとしっかり頑張っていただきたいなというふうに思います。

また、次の質問なんですけれども、風邪症状がある場合などにおいて積極的に活用できるように抗原検査キットを事業所、学校等を通じて町民全体に配布するべきではないかと思うわけなんですけど、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 風邪症状など新型コロナウイルスに感染していることが疑われる場合は、原則として医療機関を受診することとなっております。有病者が職場等で検査を実施する取扱いは現在行われていないと思われまます。

重ねて、感染の急拡大による医療の逼迫を緩和することを目的として、8月から福岡県が有症状者に対しまして無料で検査キットを配布する事業を開始しております。配布する対象者等は段階的に拡大されており、対象年齢は当初40歳未満から65歳未満へ、発熱等有症状者のみであったものを濃厚接触者も対象としております。実施期間につきましては、8月29日までであったのが当面の間というふうになっております。このような現状でございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。

それでは、濃厚接触者となった医療従事者、従業者、介護職員、福祉職員など、いわゆるこういったエッセンシャルワーカーの方々が業務を続けるために行う検査、これについてはどういふふうになっているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 基本的には、濃厚接触者は5日間の自宅待機を行えば検査を実施することなく6日目に職場復帰が可能となりますが、自宅待機2日目と3日に自宅で抗原検査を実施し、両日とも陰性であれば3日目には職場復帰が可能となっております。その際に使用する抗原検査キットは各事業所で確保するということになっております。

第6波の頃に検査キットが不足して入手困難になった際には、医療機関から町に相談が寄せられることもございました。検査費用というよりはキットの不足が課題となっております。

町としましては、この社会機能維持者である濃厚接触者が自宅待機を短縮する際に使用する検査キットにつきまして、事業所が確保できていない場合には町が確保した検査キットを無償で提供しております。実績としましては、昨年度末から配付を開始いたしまして介護事業所等への配付は延べ22か所、合計で307個を提供しております。

この検査キットに係る費用につきましては、国の交付金を活用いたしております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。

2番、ワクチン接種の迅速な実施、これも非常に大事な問題ではないかと思っております。全員協議会でも報告がありましたけども、当町ではワクチンの接種率非常に高い水準で報告されておりまして、これ相当努力されたものと推察されますけれども、ぜひより高い成果を目指して頑張っていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、感染が拡大している中高年層のワクチン接種、一層の促進のためにワクチン接種の安全性、必要性及び有効性について効果的に情報発信するべきではないかと思えます。

このワクチンについて、いま1つこうちょっと信頼性が置けないとか、安全性を疑問視している。そういうことからワクチン接種に前向きになれない人たちというのがおります。そういった人たちが安心してワクチン接種が受けられるように、そういった情報を発信していく必要があるんじゃないかというふうに思われますけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） ワクチンの効果、接種後の注意点や副反応につきましては、接種対象者へお送りしている接種券の中に新型コロナワクチン接種についての説明書を同封をいたしておりまして、その中で御説明をしております。

そのほか、ホームページにも情報を掲載しておりまして、ワクチン接種に関し、必要な情報が少しでも探しやすくなるように、6月初旬にはホームページの見せ方も変更して分かりやすく工夫をいたしております。今後は、情報の更新に努めてまいりたいと思えます。

また、ワクチンを少しでも多くの方に受けていただくように、7月20日に1回目接種後2回目を接種されていない方、3回目が未接種の方約6,000人にワクチン接種の勧奨通知のはがきを発送いたしました。第7波の影響もあると思われますけれども、停滞気味であった接種率が7月に入り、動き出した状況で、そのような形でワクチンの一層の促進に努めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ぜひインターネットとか紙媒体とかいろいろありますんで、様々な方法を工夫して情報発信に努めてほしいというふうに思えます。

さて、4回目のワクチン接種について、3回目の接種から5か月を経過した人が速やかに4回目接種が受けられるような体制は取れているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 4回目接種につきましては、60歳以上の方については接種可能日の前日に接種券を発送いたしまして、事前に御案内をいたしております。

基礎疾患をお持ちの方や医療従事者等につきましては、申請を頂き、接種券を即日交付もしくは郵送をさせていただいて、速やかに接種いただけるよう努めているところでございます。

予約の方法につきましては、コールセンターの電話とそれとオンラインでの予約を受け付けておりますけれども、高齢者の方はほとんど電話予約というところで、電話予約につきましては全体の30%を占めているところでございます。コールセンターでの電話回線は現在十分に確保しておりまして、ワクチン接種事業開始当初のようにコールセンターにつながらないという苦情もほ

とどなく、コールセンターの職員のほうからもスムーズな予約を頂いているということで報告を受けております。

また、ワクチンの確保の状況でございますけれど、ファイザー社ワクチンに関しましては8月3日に195バイアル、1,170回分の納入を最後に国からの供給はもう終了となりました。9月末時点で約500回分を残すところでございます。これにつきましては、初回接種用、1、2回目接種でございますが初回接種用に使用していく予定となっております。

今後の追加接種に対しましては、オミクロン株の対応ワクチンに切り替わり、国からは9月の第4週末に第1クールとしてファイザー社製オミクロン株BA.1対応ワクチンが2,340回分供給され、以降10月中に第3クールまで合計で7,020回分が供給される見通しとなっております。

モデルナワクチンに関しましては、9月末時点で1,995回分確保できておりますけれど、これも初回接種用に使用していく予定でございます。モデルナのBA.1対応ワクチンも、10月中に550回分供給される見込みでございます。

総量では、ファイザー社、モデルナ社の新ワクチンを合わせますとワクチン量の確保は十分であると言えるところでございます。

オミクロン株対応ワクチンの接種開始に当たりましては、個別医療機関等と十分な調整を行い、対象となる方が安全かつ速やかに接種いただけますよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 以前は、その予約を取るのに非常に大変だったとって町民の皆さんからもいろいろ声聞いておりましたけれども、状況はかなり改善されているようで、そのことはよかったです。

そして、ワクチンも一応確保できているということで、ただそのモデルナかファイザーかというところで、接種される方がどうもファイザーを選ばれる傾向が非常に強いらしく、モデルナが言っちゃ悪いんですけどあまり人気がなく、要するに偏りが見られるというところがありまして。ただ、町としてモデルナも安全ですよと、安心ですよと。医療的な面から見ても、モデルナとファイザーそんなにこの明確に差が出ているわけではないというふうに、そういう話も聞いておりますんで、ぜひ町のほうからもモデルナも積極的に受けてくださいということをちゃんと言ったほうがいいのではないかなというふうに思います。

さて、次の質問なんですけれども、そうは言っても100%安全なワクチンというのはどうしてもちょっとなかなかないので、接種後どうしても体調が悪くなったりとか熱が高くなったりとか。そして、接種後の有害事象起こってしまうことというのはあり得る話であります。当町ではほとんどないというふうに、1件しかないというふうに聞いておりますけれども。

こういったその接種後の有害事象について、政府に対して原因の徹底究明を行うとともに、医療関係が明確に否定される事例以外は速やかに補償、救済を行うなどそうした健康被害への救済制度、これを充実させていくべきではないかなと思うんですけど、町としてもこれ政府に対してこういった救済制度の改善を求めていくべきではないかと思うわけなんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） ワクチンの副反応等、因果関係があるか否かに関しましては、非常に専門的なところでございますので、副反応等につきましてはまずはかかりつけ医をはじめ、接種した医療機関に御相談いただくよう、副反応の報告書につきましても、接種医からの報告というのが基本的なところでございますので、接種した医療機関に御相談いただくようお勧めをしております。ただ、身近な医療機関がない場合なども含めまして、福岡県が設置するワクチン専用ダイヤル、新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルに薬剤師が設置しておりますので、こちらを御案内しております。

救済制度の内容につきましては、町のほうから改善するとか、そういうところはちょっと難しいところでございますので、救済制度の御相談があった場合には、きめ細かな相談・対応をしております。相談窓口に来られずとも詳細が分かりますようにホームページに掲載をいたしておりますので、そちらのほうからも情報が収集できるようにということと、あと、町が接種券に同封するワクチンの説明書に救済制度につきましては記載をしているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） すいません、私が次の質問で、ワクチンに対する信頼を高めるために、町民からの相談にはどういうふうに対応しているのかということについて質問しようと思ったら、先ほどの答弁の中にもうその答弁が含まれていたようですので、医療機関を紹介するとか、そういったのが答弁として対応するのかなと思いましたが、そのまま次の質問に移ります。

コロナに対して、新型コロナに対して、町民への注意喚起、情報提供、こういった相談体制について充実させていく必要があると思うんですけども、感染リスクの高い場所や場面について具体的に分かりやすく示すなど、一人一人の町民が感染から身を守る上で有効で的確な情報提供を行っていきべきではないかというふうに思いますけれども、そういった取組についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 情報提供の取組につきましては、町発信の広報以外では、町のホームページに新型コロナウイルスと新型コロナウイルスワクチン接種の2つのポータルページを設置しております。感染防止対策をはじめ、コロナ関連の情報は刻々と変わっておりますので、最

新の情報を上げることができますように、厚労省や県のホームページをリンクして周知をしているところがございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。感染防止策として極めて重要とされているのが換気ではないかと思います。換気については役場のほうでも非常に気を遣って、もう小まめに空気入れ替えるとかされているので、それは十分ではないかなと思いますけど、役場関係、公的なところは非常にそういうところが情報が行き届いているので、換気に気を遣っているところが非常に多いんですけども、これを町全体、民間も含めているんな役場以外のところ、公共施設以外のところにも換気の重要性を周知徹底していく必要があるのではないかなと思うんですけども、そういう取組についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 第7波につきましては、エアロゾル感染が感染爆発の誘因と言われております。エアロゾル感染の対策につきましては、テレビやYouTubeなどでも分かりやすい情報が出ておりますけれども、町ホームページにおきましても、効果的な換気についてというお知らせをしているところがございます。また、これから季節的に自治会や各団体等でイベントの開催が予定をされているようでございます。改めて、換気の重要性をはじめとした感染防止対策につきまして、広報、ホームページのほか、地域コミュニティの活性化委員会等、団体につきましても発信をしていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） もうコロナも7波といえばもうかなり長引いて、正直言って町民のほうもコロナ疲れとでも言うようなのが見えてくるようでして、コロナ対策が習慣化してきちんと身につけている人もいれば、そうでない方もおられます。町としては、いま一度注意を促して、気持ちを、町民、コロナ対策を引き締めるという上で主導権を取っていただいて、情報発信と啓蒙活動、こういったところに取り組んでいただけないかなと、こういうふうに思います。

また、町民からの相談体制については、コロナワクチンコールセンターがあるということで、ここで接種の予約などはやられるということですが、もっと幅広い相談ですよね。発熱症状に対する相談の受付等、こういった体制について拡充する必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子） 新型コロナウイルスにつきましての受診や相談センターは、所管が栞屋保健所となっておりますけれども、問合せや相談が集中しており、電話が繋がらないというような状況でございます。これで町にも多くの相談が寄せられており、健康福祉課の健康長寿

係で対応いたしております。町民の皆さんの相談内容が非常に多岐にわたりますので、不明な点は保健所のほうに確認して、係内で情報を共有いたしまして、相談者の不安が少しでも軽減できますように職員全員で、全員体制で対応しているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） やはり相談が殺到していて大変現場のほう御苦労なされているなということがよく分かりました。先ほども言いましたけど、全国の保健所が1996年の845から470に減らされております。これが私、一番の原因だというふうに思っておりますので、やっぱりコロナを収めるためには今の医療体制とかそういったものを抜本的に強化していく必要があるというふうに考えるところであります。

最後になりますけれども、今、9月も——9月半ばか、これから年末に向けてクリスマスとかお正月とかいろいろ行事も控えております。人の出入りも多くなろうかと思っておりますけれども、こういった冬に向けてどういった対策を講じていくのか。ぜひ、専門家や医療関係者の知見も含めて検討していただいて、町の方針をぜひちょっとお聞きしたい、コロナ対策。いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が決めて実施することと私たち市町村ができることをしっかりとすみ分けした議論をしていかなければならないのかなというふうに今思っております。国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策方針の全体的な方針の柱は4つございまして、その1つが医療提供体制の強化、2つ目がワクチン接種の促進、3つ目は治療薬の確保、4つ目は感染防止策となっております。この中で町としてできることは、ワクチン接種と感染防止策であり、特にワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを収束させるためには極めて重要であるとされており、宇美町でも昨年5月から接種事業を鋭意継続しているところでございます。今月下旬には、オミクロン株に対応したワクチンが本町にも供給される予定であり、体制が整いましたら早急に町民の皆さんにワクチン接種をしていただけるよう準備を進めてまいっておるところでございます。また、感染防止策につきましても、基本的な感染対策のほか、検査体制や療養期間の取扱いなど、方針の変更が度々なされております。

御案内のとおり、日本でまずこの新型コロナウイルス感染症が流行を始めた2020年、令和2年頃は、濃厚接触者でさえ感染者を隔離できた日から2週間という長期な待機期間とされておりました。未知のウイルスであったわけですけれども、現在では、このウイルスの特性も少しずつ明らかになってきております。症状がある人は、発症した日から10日目以降はウイルスを排出する可能性が低くなり、無症状者は、検体採取日から8日目以降は排出していないということが明らかになっております。

そのようなことから、9月7日に適用になりました療養期間等の見直しにつきましては、新型コロナウイルスに感染し、発症した人の自宅などでの療養期間を、現在の原則10日から7日間に短縮、また、無症状の感染者の場合、検査で陰性を確認すれば、従来の7日間ではなく5日間で解除できるようになりました。療養期間中の外出自粛についても、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後、または、無症状の場合には外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食品等の買い出しを、必要最小限の外出を認めることは差し支えないということになっております。このように、対処方針の内容も緩和の方向へ向かっております。

今後、ウイズコロナの新たな段階への移行を含めて、社会経済活動との両立がますます図られていくものと思っております。

これまで同様、政府の専門家会議であらゆる分析がなされ、国の方針が決定されて国民に示されている状況でございますので、町の方針としては、国の基本的対処方針にのっとり、町としてできること、先ほども申し上げましたワクチン接種の促進であるとか感染防止策、こういったことに全力で今後も取り組むとともに、政府方針の変更につきましても、速やかに町民の皆さんに周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、町長から答弁いただきました。確かに町の権限、国の権限、県の権限、それぞれ分かれておりますから、町ができることは、町は町にできる仕事をやるということも確かにそうかもしれませんが、町から逆に政府に対して意見を上げるということがあっても私は別にいいのではないかなというふうに思います。確かにコロナが流行し始めの頃は、まだウイルスの特性が分からないので、何でもかんでも自粛という、非常に厳しい自粛の状況が続いておりましたけれども、だんだん研究の成果が表れ始めて、コロナの特性なんかも分かってきたので、医学的な知見に基づいてきちんと感染予防をしておけば、イベントなんかはやっても大丈夫なんじゃないかと、イベントをやっても感染者出なかったというところもあるみたいですから。そういった取組が今後進んでいくように、国、県、そして町と、それと町民の皆さん、それぞれ協力していく必要があるかなと思っております。長引くコロナ禍で先行きの見えない不安な状況が続いておりますけれども、私は、国、県、町、行政と町民が力を合わせていけば、このコロナ、克服することは十分可能であるというふうに希望を持っております。

今後も厳しい状況が続いていくかと思っておりますけれども、コロナ対策における町の果たす役割、非常に大きくなると思われまますので、大変かとは思いますが、町民の命と健康を守るために、今後一層頑張ってくださいと、このことを申し述べまして、私の1つ目の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 2問目、続けてどうぞ。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 2つ目は、インボイスの問題なんですけれども、インボイスの問題といっても非常に幅が広いので、今回は、総務省のほうから通達が出ておりますので、この通達の内容に沿って質問させていただきたいと思います。

総務省の自治税務局都道府県税課長から6月20日付で通達が出ております。第44号ということで、これが内容を一部抜粋しながら御紹介したいと思いますけれども、インボイス制度や消費税制度について理解が不十分と思われるものが相当数ありました。相当数あったというのは、各地方自治体に対することです。現時点で登録申請等行っていない地方公共団体においては、登録申請等に向けた取組を早急に進める必要がありますということで、登録申請急いでくださいという、こういう内容でありました。

ただ、これ、事業者との取引が全く想定されず、事業者にとって課税仕入れが発生しない特別会計等、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところですという、こういう一文もあるんです。だから、要は、これ、通達がインボイス対応していない地方公共団体は対応できるようにしてくださいと。しかし、中には対応しなくていいのも例外的に存在するようであります。

そこで、当町の状況でお尋ねしたいんですけれども、まず、当町、登録申請するのか、しないのかという問題です。

申し訳ない。申し訳ない。大変申し訳ない。その質問の前に、まず、大変基本的な質問なんですけど、当町が事業者として仕入れを行う場合というのは、具体的にどのような事例があるのか。このことについてお尋ねしたいと思います。詳細な点は、時間がかかるようでしたら、幾つか代表的なものをお答えいただければ結構でございます。答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼いたします。まず、御説明させていただく前に、まず、通告書の中で、一般会計と特別会計について回答をさせていただくこととなっておりますので、一般会計につきましては私のほうから、特別会計につきましては上下水道課課長の前田課長のほうからそれぞれ回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、当町が事業者として仕入れを行う場合とは、具体的にどのような事例があるかということなんですけれども、まず、宇美町が事業者として消費税に関する仕入れを行う場合についてですが、この場合の仕入れを行うとは、物品の購入やサービスを受ける際に、その対価として代金と合わせて消費税を支払うということになります。

そこで、まず、一般会計では、消費税法の規定により、消費税の申告義務が免除されており、納付を行っておりません。したがって、消費税の計算自体を行わないため、また、仕入れの

際に支払った消費税について、仕入税額控除という計算も行いませんので、この点におきましては、消費税計算の対象となる仕入れ行為につきましては、一般会計ですけれども、事例はなしということになります。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 失礼します。先ほどの一般会計で説明があった内容と重複するところがあるかと思いますが、まず、当町の特別会計としましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、流域関連公共下水道事業会計の4会計がございます。このうち、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の2会計につきましては、対象となる取引がないことから対応は行いませんが、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計の2会計につきましては、課税事業者にあたることから、インボイス発行事業者の登録が必要となります。

仕入れの具体的な事例といたしましては、上水道事業会計で申しますと、水道施設の電力費や燃料費、備・消耗品費などがございますが、やはり大きい仕入れとなるのが福岡地区水道企業団からの受水費、そして、水道管の布設替え等の工事に係る費用と思われま。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 質問が前後して大変失礼いたしました。一般会計と特別会計で対応が分かれてくるということで、特別会計のほうではインボイスに対応しなければならないというようすけれども、それでは、現在、登録申請している進捗状況としては今どういう段階にあるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光） 失礼します。インボイス制度に対しまして、一般会計については、まだ具体的な協議につきましては今後関係課と進めるというふうにいたしております。まず、登録につきましては、令和5年3月31日までということがございますので、その間、協議をするということといたしております。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） 先ほど御説明いたしましたが、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計の2会計は課税事業者にあたることから、インボイス発行事業者の登録が必要となります。現在、上下水道会計ともにインボイス発行事業者の登録申請を行う準備を行っております。今後は香椎税務署に登録申請書の提出、そして、インボイス登録申請期限である令和5年3月末までには手続を完了する見込みでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） よく分かりました。そこで、私の質問の一番のポイントなんですけれ

ども、このインボイスの制度に対応していくということが当町においてどういう影響をもたらしていくのか。どういう変化をもたらしていくのかと。ここが私の今回の一番のポイントでありまして、登録をした場合にメリットとデメリットってそれぞれ出てこようかと思えます。一般的に言われておりますのが、メリットといいますと控除が受けられるという。メリット、デメリットの受け止め方を、それは人それぞれにあらうかと思えますけど、あくまで一般的に言われているということで、では、デメリットとしては何かといいますと、消費税の計算とか納税とか伝票を管理しなければならないと、こういった作業が増えるということが一般的に挙げられております。そして、売上げの少ない業者ですと、消費税の負担が非常に多くなることによって、事業者によっては会計が赤字になるのではないかということも指摘されております。こういった場合に、当町においては、インボイス制度に対応して登録するということについてのメリット、デメリット、それぞれの影響についてはどのように考えておられるのか、お答え願いたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） まず、一般会計ですけれども、インボイスの交付が必要となるのは、町が利用者から頂く施設や駐車場の使用料などに消費税が含まれている場合、消費税の課税取引でございます。料金を支払っている、いわゆる仕入れを行っている側の事業者は、その仕入れに係る消費税額を、消費税の計算において仕入税額控除することができますが、この条件として事業者へのインボイスの交付が必要となります。逆に、インボイスがなければ、仕入税額控除を行うことができないこととなり、事業者の消費税の納付負担額が増加することになります。

したがいまして、事業者側にとっては、この仕入税額控除ができるということはメリットであるというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 特別会計の場合でございます。登録した場合のメリットといたしましては、一般的に言われているのが、電子インボイスの導入により郵送や印刷などが不要となることで、コスト縮減の効果や保管場所の確保が不要となるなどがございます。また、適格請求書発行事業者を取引先の選定とするなどが挙げられております。

デメリットとしましては、請求書の記載事項の追加や仕入税額控除を受けるための要件が変わることから業務が煩雑になることや、消費税の控除額が減少する可能性があるなどが挙げられております。

例えば、買い手側である宇美町上下水道事業会計がインボイス登録をしても売り手側の企業がインボイス登録を行っていない場合につきましては、消費税計算で今まで行っていた仕入税額控除を行うことができなくなり、より高い消費税を納税することなどが考えられております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今それぞれメリット、デメリットについて説明を受けたわけなんですけども、やっぱり業務が煩雑になるとか、いろいろ大変だなというふうに容易に推察がつけわけなんですけども。

このインボイス制度に対応する上で、システムまたは機器の改修が必要になってくるというふうに言われておりますけれども、これですね、改修その対応をする上で、どの程度予算が必要になってくるのでしょうか。まだちょっと分からないという段階であれば、正確な詳細な額でなくて概算でも結構なんで、大体これ、どれぐらいかかってくるか、もし分かるようでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） まず、一般会計におきましては、このシステム機器の改修等につきまして先ほど言いますように、具体的な対応については今後、関係課と協議を行っていくということといたしておりますので、現段階ではまだ把握できていない状況です。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） インボイスは、事業者同士の取引における売り手と買い手に対して交付する正確な適用税率、消費税額、登録番号などを伝えるための請求書や領収書、またレシートなどを指しております、必要な事項の記載がある水道事業の検針票もこれに当てはまることとなります。

このことから、制度開始に伴いまして、請求書を発行するためのシステム機器の改修が必要であることから、令和5年当初予算にシステム改修委託料として計上する予定としておりますが、現時点においては、まだ予算額が確定しているわけではございません。今後、システム改修業者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） まだ、来年の10月ですので、まだ時間ございますので、まだはっきり分からない点多かろうというふうに思いますけれども。ただ、今の段階で予測できることとして、インボイスに対応するとやらなければいけないが増える、仕事が増えるということは、これはもうまず間違いないと思うんですけども、実際、今もう定数に足りない状況で職員の皆さんお仕事されててですよ、この上、さらに仕事が増えるということで、これ大丈夫なの、人員の確保については十分なのかということが非常に懸念されるわけですけど、その人的な要因について確保については大丈夫でしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） まず、一般会計におきましては、消費税の計算事務は行っておりませんが、制度導入後、インボイスの要件を満たした請求書や領収書などを発行する事務が発生をいた

します。そのため、この事務のために人員を確保する必要があるのか、先ほどのシステム機器の改修と同様、今後、関係課と協議を行っていくことといたしております。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 先ほどインボイス制度が開始された場合に、請求書の記載事項の追加や仕入税額控除を受けるための要件が変わることから業務が煩雑になることと御説明いたしましたが、現時点におきましては、業務量がどのくらい増加し、またシステム改修でどのくらい軽減できるかなど、今後の検討内容の1つと捉えておりますので、今後、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。では、また詳細が分かり次第、委員会や定例会などで報告いただければというふうに思っております。

それと、このインボイスの写しを7年間保存しなければならないということになっておりますけれども、その書類を7年間保存するとなると、これまでの書類の保存スペースに加えて、それなりに物理的なスペースが必要になってくると思われますが、その部分の対応については、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○財政課長（中西敏光） 交付したインボイスは、この写しを保存する義務がありますが、この点につきましては、法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電子帳簿保存法に基づき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に変えることができるとされております。

したがって、制度導入後の保存については、電子データによる保存を含め、検討することといたしております。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 今回のインボイス制度では、電子インボイスの送付や保管することが認められていることから、電子インボイスの導入についても検討しているところでございます。

インボイスの写しを7年間保存するための場所の確保や、電子化するためのシステム導入に係る費用対効果などについて、今後検討を進めてまいろうと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） もう時代もペーパーレスに向かっておりますので、電子データで保存ということになればスペースも大分省略できると思うんですけど。そうすると、今度はその電子データが何らかの事情で破壊されたりしないように、十分セキュリティのほうを気をつけなければいけないんじゃないかなというふうに思いますので、その点は注意していただきたいなと思

ます。

今、ちょっとインボイスにどう対応していくかというところでお話聞いて、業務が煩雑になるというところで何回か、ちょっとお話聞いて、今後、余裕を持って業務に当たれるような環境を整えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

役場の職員の皆さんも対応に苦慮されていると思いますけど、これ民間の零細事業者、フリーランスの皆さんは、もうなおさら、やっぱり大変なわけですし、経済的にも事務的にも大変な負担増が生じるというふうに言われております。収入が消費税分の10%減るのか、自分が消費税を納税する事務費を負担するのか、こういった選択肢を迫られて、どちらにしろ収入が減るという道を選ばざるを得ないと。

しかし、まだまだこの制度というそのものについての理解が十分広がっていないんじゃないかと、こういう懸念もあるわけですし、消費税の増税には賛成した保守系の経営団体からも、このインボイスについては中止、延期を求める声も出ております。こういった状況を踏まえまして、私はこのインボイス、そのまま進めるべきではないと。現場の実態を踏まえて考え直すべきではないかということをおし述べまして、私の今回の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 9番、鳴海議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時55分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号6番。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 皆様、おはようございます。議席番号5番、平野龍彦でございます。

コロナ禍もありましたので、2年ぶりの12回目の質問となろうかと思います。

本日は、危険な通学路のさらなる交通安全確保について、これ1本、これ1点について質問いたします。また、質問の論点は、通学路の交通安全緊急対策の合同会議及び合同点検についての検証になろうかと思います。

では、本題に入ります。

昨年6月に、千葉県で小学生の下校中の列に大型トラックが衝突し児童が死傷する痛ましい交通事故が発生しました。これを受け、同年7月に国から通学路における合同点検などの実施要領が新たに示されました。

そこで道路管理者、学校そして交通管理者は、新たな追加観点に基づき、全ての危険な通学路の合同点検を実施し、安全対策を講じることとなりました。

お手元の①、これは宇美町の全体の危険な通学路の合同点検の実施内容になります。そして、②、③、④につきましては、宇美小学校区の危険な通学路の具体的な点検についての質問になります。

質問の前に一言だけ。現在、町内各地では民生委員の方など数多くのボランティアの方々による交通安全のための交通立哨——旗持ちと言いますけれども——のおかげで、小中学校の道路の、通学路の安全が保たれていると私は感じております。本当に、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そこで、通学路における交通安全立哨の効果について、教育委員会における御見解を伺えればと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 通学路の見守りということで、以前、昔は先生または保護者による見守りということでありましたけども、宇美町では御存じのとおり、現在はコミュニティ・スクールまた地域コミュニティが活発になっているということで、現在では非常に多くの地域の方々が見守りをしてきているという状況となっております。

この見守りが多いということで、登下校中の事故等の報告もうちのほうには上がってきておりません。こういう観点から、地域の方々には教育委員会としても大変感謝しているというところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） それでは、質問に入ります。

①を見てください。通学路のさらなる安全対策が、昨年7月に国から求められております。当町の教育委員会、学校、道路管理者、PTA、地域住民そして交通管理者などの連携による合同会議及び合同点検において発掘をした各校区の危険箇所の数、及びその合同点検などの具体的な体制から伺います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 合同点検の危険箇所の数、対象ですけれども、令和3年度においては対象が、宇美小校区が4か所、原田小校区が5か所、桜原小校区が2か所、井野小校区1か所、宇美東中校区が1か所、宇美南中校区が1か所の合計14か所となっております。

また、内容についても今、お尋ねになりましたけども、上がっている内容としましては、信号の表示時間の変更要望や路面の表示の要望、それからグリーンベルトの設置要望などいろいろありますけども、そういったものが上がっているということです。

また、この合同会議については、関係機関の担当者を集めて、今のところ年に1回開催をしているような状況であります。また、ちょっとお話しすると、その会議を行った後に、この会議の中で現地調査も一緒に含めてやっているということで、またこの会議の内容についてはホームページ等で公開しているというような状況であります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 14か所ということで、東小学校が危険箇所ゼロ、宇美中学校が危険箇所ゼロとなっております。

少し、情報収集が不足しているのかな、安全パトロールが少ないのかなと危惧しております。

そこで、先ほど申し上げた、昨年7月に国は新たな追加観点を示し、通学路の危険箇所を発掘するよう指示を出してきております。新たな追加観点とは、抜け道となっていないか、スピードが出やすくなっていないか、ヒヤリ・ハットする箇所、そして——ここが重要——ガードボランティア、保護者、子ども、自治会からの要望箇所、以上4点を追加してきております。

先ほどの14か所の危険箇所の中で、この追加観点を反映した箇所について伺います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 令和3年度の対象件数14件のうち、この追加観点による対象と上がってきているものは7件ございました。ただ、この追加観点的な内容につきましては、今回令和3年度に追加観点として上がったから上がってきているというわけではなくて、宇美町では以前からこういったものも対象として上げるということで上がってきているものなので、新たに追加という見方は当課としてはしていないというような状況であります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 宇美町には48自治会があるわけです。小学校が5校、中学校が3校。今回、合同点検に上がってきたのが14。各自治体に、危険箇所はないという自治会はないと思います。各自治会に1つ危険箇所があれば、48か所ぐらいは上がってきてもいいのではないかなと感じております。

次に行きます。次は、国はPDCAサイクルを求めてきております。つまり、最後のAです、アクション。アクションは改善というふうに理解しているようですけど、繰り返し、繰り返しの改善です。このPDCAサイクルの繰り返しの改善機能は合同会議において実施できているのかを伺います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今、議題になっています通学路安全対策合同会議、これについては、もともとPDCAサイクルとして繰り返し行うこととしておりますので、この会議については、うちとしては毎年実施して点検等を行っているというふうに把握をしております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 1年おきの会議ということで、通学路は日ごとに本当に変化していると思います。1年で大丈夫なのか。1学期、2学期、3学期、年に3回、これは少し多いかもしれませんが、年に2回ぐらいの合同会議、合同点検も重要ではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 会議の回数でございますが、確かに言われるように回数を増やすということも今後必要であれば当課としても考えたい。

また、付け加えますと、緊急でこの会議に上がらないからほかはしないというわけではなくて、緊急で例えば「ここが」というような話があれば、随時検討して対応しているということもありますので、今後、回数等検討していきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 何が言いたいかといいますと、PDCAのA、アクション、繰り返しの改善。6月の一般質問でもありました飛嶽団地から下りてきた変則五差路交差点、危険な箇所です。一般質問でも取り上げられました。

昨年の12月の合同会議に、合同点検の危険箇所が上がってきていない。分かりますか。それと、宇美中学校のセブンイレブンの前、ここも非常に危ないです。飛ばしてくる、止まらない。ガードボランティアさんがいるのに止まらない。ここは去年ですか、横断歩道の改善がされました。ここも危険な箇所だと感じておりますが、この合同会議の点検に上がってきていない。これも次回12月に合同点検があるかと思っておりますので、検討してもらいたいと思います。

では、次に行きます。ハード面対策と同時に、ソフト面の対策も重要になってくるかと思えます。学校保健安全法では、第27条でしたか、通学路における交通安全の推進計画を立てるようになっております。

そして2点目が、わが家の防災ハンドブック、非常に素晴らしいものができています。ここまで分厚い冊子じゃなくても我が家の交通安全ハンドブックの作成、これもいいのかなと思います。

そして、3番目が安全教育です。学校でやっていると思えますけど、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 学校保健安全法第27条のお話が今、出されましたが、これは学校安全計画の策定等ということで、お話されましたとおり、通学路というよりは交通安全等のソフト面といったところを学校、これは子どもたちだけではなくて、教職員の研修といったところも全部含めたところでのお話になっていると聞いております。

この策定においては、学校においてそれぞれこの交通安全等の研修等を含めて、全部年間の計画を策定して実施しているというようなことになっております。

それから、ほかの自治体で作成されています通学路安全点検ハンドブックについては、今回、議員から提案がありましたので、私も初めてホームページ等で確認をさせていただきました。通学路の安全について、どういった観点で見るのがいいのかとか、また地域の人々にとても分かりやすいというような本になっているのも、私、ちょっと見させていただきましたので、作成については今後検討したいと思っております。

また、一番最後の安全教育ですけども、これは毎年、小学校の1年生と4年生で安全教室を行っているというような状況であります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） そこで、3点目について、安全教育です。1年生と4年生でやっている。この安全教育の機会に、先ほど申し上げた交通立哨、つまり旗持ちの方、ガードボランティアの方も一緒に参加する、プロフェッショナルである警察官の指導を受ける。

といいますのは、旗振り、私も6年前から各地で旗持ちをやっていますが、その旗の出し方によっては車が止まらない。こういう人もいます。こういう……止まれ、行け。それと、点滅のときに子どもを呼び寄せる、早く渡れと、こういう場面に遭遇したこともありますので、この際早急に、次回からガードボランティアあるいは保護者さんも含めた安全教育をしてもらいたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 先ほど申しました小学校1年生、4年生に対して行っているものについては、これは子どもたち対象ということでやっておりますので、今、議員が提案された、例えば地域の方々対象とか、そういったものについては考えるに、これとはまた別でそういった研修等ができればいいのかなというふうにちょっと考えるところです。

これについては、学校もそうですし、例えばPTAだとか、あとはコミュニティ・スクールとか、そういった母体がいろいろありますので、そういったところも絡めて、今後そういった研修ができないかどうかというのは検討していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次に行きます。国が示す合同点検フローです。合同点検のメンバーに保護者も加わるようになっております。

現在、保護者は加わっていないような感じでございますが、参加してもらおう、加えるべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 現在の宇美町の合同会議のメンバーについては、保護者は入っておりません。

この保護者の意見等については、現状は学校のほうで、PTA活動とか地域集会とか、または学校運営協議会等を通して学校のほうで吸い上げるということになっておりますので、一応、保護者の意見についてはそういう形で現在は吸い上げているという状況です。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次に行きます。保護者、自治会、ガードボランティアからの危険情報箇所は多くあると思うんです。実際のところ、そういう改善要望が来ているのか、来ていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 通学路についての保護者、自治会またはボランティアの方からの御意見ということですが、これも先ほど申しましたように、基本的には学校のほうで吸い上げをしていただいていますので、うちに上がってくる時点で、すみませんがこの意見が保護者から上がっていますとか、ガードボランティアから上がっていますとか、そういったのがちょっと、振り分けが分かっておりません。なので、うちとしましては、吸い上げているというふうを考えているところです。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 何が言いたいかといいますと、14件は少ないのではないと思うんです。最低48か所とさっき言いましたけど、そのためにはやはり連携が大事だと思います。合同会議の場にPTA、保護者、ガードボランティアの方、いろんな人に参加してもらって、年に2回、年に1回、PDCAのさっきのアクション、継続的な繰り返しの改善につながっていけばと思いますので、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

次に行きます。今、まさにデジタル化社会でございます。危険な箇所を住民がその場から写真つきで危険な内容を投稿できるアプリがあります。那覇市が、それを今年の3月に取り入れています。那覇市「なはMAP」というアプリです。グーグルのマップで、このGIPを活用した、なはMAPを参考にしうみMAP、非常に便利です、その場から。

今までのパターンは危険箇所がある、役場に通報する、区長の印鑑は、自治会の印鑑は、そうするとやはりタイムロス、遅れるわけですね、その報告、改善実施が。でも、このうみMAPが将来できれば、瞬時といいますか、受付が早くなると、それからの施工はちょっと遅れますけど、合同会議、合同点検にも相乗効果があるのではと思いますけど、伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 御提案のなはMAPについてですけども、これもすみません、提案

があるまで私も知らなくて。今回調べさせてもらいました。

システムについては、このデジタル技術を利用しているということで、大変いいシステムかなというふうに思っております。

ただ機能的には、今回、通学路ということで御質問上げてありますけども、町全体の道路、それから交通情報とか、そういったことに多岐にわたるようなシステムになっているようですので、今後、学校だけでなく、いろんな方面から考えて、先進地などの情報を収集しながら、研究していきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

先ほど申しあげました合同会議、合同点検におきまして、連携している都市整備課に伺いたいと思います。

都市整備課には、かなり各自治会、地域、いろんなところから改善、要望があると思います。その中で通学路の要望もあると思います。まだ未着手などもあろうかと思えます。

この情報をこの国が示す点検フローに基づいて、都市整備課は教育委員会に助言する、あるいは報告するとなっております。

先ほど申しあげました14か所プラスの都市整備課に集まってきている通学路の危険な箇所を助言、提言してもらいたいと思えますがいかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうからお答えをさせていただきます。

確かに、都市整備課には自治会から多くの要望が提出をされております。

特に、通学路に関しましては軽微なものから大きなものまで、軽微なものといいますと即対応ができるような草刈りとか、除草等はもう当課のほうで、即、教育委員会に報告することなく実行をしておるところでございます。

今回、通学路の危険箇所に関しまして要望が上がった場合には、今後は合同会議の中に情報提供をさせていただいて、その中で議論をしていただくというような体制も考えていこうと思っております。

それから、未改善箇所に御質問もございましたけども、未改善箇所については合同会議の中で議論をしていただき、緊急性や重要性を考慮して、順位等が決定しているようでございます。

また、もう1つ未改善の部分というのは、やはり規制表示、一旦停止、停止の規制表示などに関しましては、当町ではなくて警察で協議を行って、公安委員会が実行するものになっております。そういったものに関してはやはり公安委員会の判断に基づいて、まだできていないのか、必要ないという判断なのかということもございまして、そういったものについては未着

手というふうなところになっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

次は、交通安全専従員についてでございます。

太宰府市の紹介を少ししますけど、太宰府市におきましても、ガードボランティアの高齢化に伴い立哨される方が少なくなっております。

そこで、太宰府市におきましては交通安全専従員、ボランティアではなくて、全部じゃありません、一部採用しております。

当町におきましても、高齢化に伴うガードボランティアの立哨される方が減少すると思っておりますことから、専従員の効果そして実効性について伺いたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今、御紹介ありましたように、ほかの自治体では専従員を配置されているところもあると聞いております。

ただ、当町ではこれまでPTAや地域の方々に旗持ちとか、いわゆる見守りを行っていただき、大変お世話になっているところであります。

こういったのは顔見知りの保護者とか、地域の方々が見守りに立っていただけるということで、その地域の子どもたちも安心して通学ができていうふうになっております。

地域の皆様には御負担をおかけすることになりますけども、今後も学校を中心に保護者や地域の方々の御協力をいただきながら、子どもたちの安全確保に努めていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） どうかよろしくお願いします。

次に行きます。

次は、宇美小学校区の通学路の交通安全について質問します。

②を御覧いただければと思います。

企業進出に伴い大型車両の増加を受け、町道長谷～四王寺線のちょうど内野谷地区の通学路になります。

無数のクラックとわだちが発生し、センターラインは消え、人と車の往来を分ける白線はありません。まさに、先ほど言いました合同点検の危険箇所になるものと判断をしておりましたが、残念ながら、今回の合同会議、点検の危険箇所には上がってきておりません。

そこで、次回の合同会議に上げてもらうよう、検討ができないかと思っております。いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 対象箇所については、基本的に今、議員が言われましたように、現

在、合同会議のほうに案として上がっておりません。

今、議員が提案された、ぜひ次回にはということですので、うちのほうも学校と協議をして、次回の会議には提案したいというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次に、先ほど話された通学路の件ですけれども、通学路の見直しはどのように行われているか。もう一回、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 通学路の見直しについてです。

これは基本的に学校で毎年行っておりますけれども、特に新1年生が入ってきた場合に、例えば今まで通っていない地域から子どもが通うようになるとか、そういうことがありますので、毎年、その通学路については通う子どもたちの住所を見て決定しているというような状況であります。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

この宇美小学校区の内野谷地域の子どもたちは、人口が近年増えております。

今朝もぴかぴかの1年生が大型車両のすぐ脇を通り過ぎて登校いたしました。

そこで、車と歩行者を分ける白線の表示をと思っておりますけれども、その効果と実効性についてお伺いします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうから御回答をさせていただきます。

今、御指摘の町道長谷～四王寺線のセンターライン及び外側線につきまして、消えかかっているという御指摘の箇所につきましては、今後、上下水道事業での年次計画に基づきまして、工事を予定していることから、その工事に併せて、その対策、区画線等の施工を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） あと1点、今の内野谷地域のちょうど通学路でもあるんですけども、私有地とか町有地の山といいますか、斜面といいますか、樹木が繁茂してきております。これも、子どもたちの交通安全を守るためにも整備をすべきではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうから御回答をさせていただきます。

町道長谷～四王寺線、今御指摘の路線につきましては、確かに議員がおっしゃるように町有地が全てではございません。福岡県の持分であるとか、私有地とかの持分もございますけれども、当該路線につきまして、町有地につきましては、8月末ぐらいから、この路線のことを計画し

ておりまして、10月末をめどに樹木の剪定を行いたいというふうに考えております。

それから、民有林、地権者に対しまして通知を行いまして、伐採の促しをしていくつもりであります。何せ子どもさんも通っておりますので、そういったことは的確に当課でやれることはやりますし、地権者に対して通知していくものは行うというところで考えております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 次にいきます。③を御覧いただきたいと思います。

貴船ガーデンから通う子どもたちの通学路でもあります西鉄バス宇美営業所前の停留所付近は、大型車両などの交通量が多く、非常に交通量が多く、ガードレールはありません。外側線も消えております。

宇美小学校の通学路の中でも、近くにある井ノ上の交差点同様、最も危険な通学路だと危惧しております。

私どもガードボランティアといたしましても、国の通学路緊急対策の点検箇所になるものと判断をしておりましたが、残念ながらありません。

次回、合同会議の場に抽出してもらえればと思いますが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） この③の箇所についても、②同様、うちのほうから提案するように働きかけたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 働きかけるということは、グリーンベルトということによろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） その詳しい内容については、またちょっと後日でもお話をいただければと思うんですけども、危険箇所として、ここが危ないですよというのを会議に上げてもらって、結局何を望んでいるか。

今言われるように例えばグリーンベルトを引いてもらいたいとか、そういった内容について学校と話をして、提案の原案として上げてもらうというような方向を考えています。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） ガードボランティアの立場からして、やはり白線を引く、グリーンベルトというふうに考えております。

連携してある道路管理者でもある都市整備課に伺いたいと思います。3点伺います。

まず1点目が危険性の認識、大型バスが消えた白線を大きくオーバーして、いっぱいいっぱいまで停車しています。その隙を子どもたちが100人以上登校しているわけです。

1点目が危険性の認識について、2点目が、やはり早急に最低でも白線を引いてもらいたい、引かなければならない。3点目が、警察、西鉄バスとの協議、通学路の上に大型バスが停車しているわけです。なので、位置を決めると、停車スペースの位置を決める、こういった協議をしなければならぬのではと思っております。

以上、3点伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 都市整備課のほうから御回答をさせていただきます。

3点お聞きになっておりますので、3点まとめて御回答をさせていただこうと思っております。

当該区間には歩道が設置をされておられません。まだ整備が進んでいないという状況です。

歩行者は路側帯を通行せざるを得ない状況になっております。さらにバス停や大型車両の出入口が近接をしており、歩行者の安全確保が困難な状況となっておるところで認識をいたしております。

このような状況を踏まえまして、道路管理者としても、先ほどグリーンベルトというようなお話が出ておりましたけども、宇美町の通学路安全対策合同会議の中に組み込んでいただいて、改善要望箇所として促していただきたいというのがまず第1点と、当該箇所について、当課としても消えかかっている外側線、こちらについては早期に実現するような検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、並行いたしまして、バスの停車ということでお話をされておりましたけども、こちらについては外側線設置の後にでも、粕屋警察署の意見を伺いながら、バスが路側帯へ侵入することを防ぐような有効な対策について、警察署とも協議していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。次に行きます。

④を見てください。県民の森バス停付近の宇美小校区の通学路は、大型車両が生コン会社へ出入りをしております。ちょうどT字型交差点になります。宇美西口の近くでございます。

横断歩道もなく一旦停止ラインもありません。大型トラックが繁忙期には200台以上、普段でも100台以上、その中を子どもたちが横断しているわけです。

私も時々時間がある限り、朝、夕方、15分ほど立っておりますが危ないです。止まらないんですね。いっぱいいっぱいまで来て、もう命がけで、多分私に限らず多くのガードボランティアの方が取り組んでいることだと思います。

この危険な宇美小校区の通学路、先ほどと同じ質問になりますが、次回の合同点検、合同会議に抽出してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） この④の箇所につきましても、②、③同様に、次回の合同点検の対象として上げたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 平野議員。

○議員（5番 平野龍彦） 分かりました。

先ほどちょっと言い漏れたことがありますので、ガードボランティア、太宰府市の場合は交通安全専従員などがありまして、恐らく組織マネジメントが確立していると思います。

当町におきましては、ガードボランティアがお願いベースといたしますか、組織マネジメントが確立していないような感じがいたしておりますので、将来的にリーダー、スタッフ、そういう組織マネジメントの確立、計画書も時間の問題で必要になってくるのではないかと思います。

これは通告していなかったもので、頭の片隅に置いてもらえれば幸甚であります。

それでは、交通安全に関する私の一般質問を閉じます。

○議長（古賀ひろ子） 5番、平野議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

11時47分散会
